

最高裁秘書第4750号

平成30年11月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成29年12月25日付け（同月26日受付、最高裁秘書第5179号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

66期の集合修習カリキュラムの概要

2 開示しないこととした理由

1の文書は、保存期間を満了しており廃棄済みである。